株主各位

大阪市中央区南本町一丁目8番14号 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長 田 中 邦 裕

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月19日(金曜日)午前10時

ホテルモントレ大阪 14階 「浪鳴館」

3. 目的事項

報告事項 第16期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告 及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット 上の当社ウェブサイト (http://www.sakura.ad.jp) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の各種政策効果の下支えもあり緩や かな回復が続いておりますが、海外景気の下振れリスクが依然として存在するこ となどにより、先行き不透明な状況となっております。

当社の属するデータセンター市場においては、首都圏内でデータセンターの新設・増設が相次いだ影響により、ハウジングサービスの価格競争が引き続き厳しさを増しておりますが、VPS・クラウドサービスを中心に安定した成長が続いております。

こうした状況のもと、当社はコストパフォーマンスに優れたデータセンターサービスを、多様なラインナップで提供することにより、他社との差別化を図るとともに、営業体制の強化、イベントの実施及びパートナー制度の推進などにより、販売力の向上に努めてまいりました。その結果、当事業年度の売上高は10,576,707千円(前事業年度比5.3%増)となりました。

営業利益につきましては、サービス機材の増加や石狩データセンターの稼動スペース拡大に伴う経費の増加がありましたが、売上高の増加に加え、機材・設備の効率的な運用によりコストの上昇を抑えた結果、964,571千円(前事業年度比30.9%増)となりました。

経常利益につきましては、営業利益の増加などにより、857,933千円(前事業年度比35.3%増)となりました。

当期純利益につきましては、経常利益の増加などにより、516,441千円(前事業年度比46.1%増)となりました。

サービス別の状況は以下のとおりです。

なお、当事業年度より、サービス別売上高の分類変更を行っております。このため、以下の事業年度比較につきましては、前事業年度の実績値を変更後の分類に組み替えて行っております。

①ハウジングサービス

首都圏内でデータセンターの新設・増設が相次いだことによる価格競争が引き続き厳しい状況の中、営業体制の強化を行い新規受注に努めました。しかしながら、前第3四半期会計期間に都内データセンターを利用する大口顧客の解約が発生したこと、また前事業年度末をもって石狩データセンターにおける大口契約が期間満了となったことなどにより、ハウジングサービスの売上高は2,687,832千円(前事業年度比13.8%減)となりました。

②専用サーバサービス

旧サービスから新サービスへの移行などにより減少傾向が続く中、「さくらの専用サーバ」について支払プラン拡充を含むサービスリニューアル、東京リージョンの追加、VPS・クラウドサービスとの併用提案など、顧客ニーズを追求した取り組みを重ねた結果、専用サーバサービスの売上高は2,697,219千円(前事業年度比0.6%増)となりました。

③レンタルサーバサービス

「さくらのレンタルサーバ」「さくらのマネージドサーバ」ともに着実にユーザ数を積み増したことに加え、他社サービスの終了に伴うユーザの受け入れなどにより、レンタルサーバサービスの売上高は2,366,032千円(前事業年度比9.1%増)となりました。

④VPS・クラウドサービス

「さくらのVPS」のサービスリニューアルや「さくらのクラウド」における新規顧客の開拓や既存顧客の利用増加などにより、VPS・クラウドサービスの売上高は1,919,447千円(前事業年度比56.5%増)となりました。

⑤その他サービス

ドメイン取得サービス及び回線・ネットワーク関連サービスが好調に推移したことなどにより、 その他サービスの売上高は906,174千円(前事業年度比6.7%増)となりました。

※ サービス別売上高の分類変更

サービス別売上高の実態をより的確に表示するため、前事業年度まで「その他サービス」に分類していた機材販売など主たるサービスとの関連性が高い一部のサービスを、「ハウジングサービス」又は「専用サーバサービス」として分類することといたしました。

#-	ビス	区分别	の状況
", —	レハ	ハヘンカカ	レクスオス イカに

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	前 事 業	年 度	当 事 業	前事業年度比	
サービス区分	売上高(百万円)	売 上 高 構成比率(%)	売上高(百万円)	売 上 高 構成比率(%)	(%)
ハウジングサービス	3, 119	31.0	2, 687	25. 4	△13.8
専用サーバサービス	2, 681	26. 7	2, 697	25. 5	+0.6
レンタルサーバサービス	2, 168	21.6	2, 366	22. 4	+9.1
VPS・クラウドサービス	1, 226	12.2	1, 919	18. 1	+56.5
その他サービス	849	8. 5	906	8. 6	+6.7
合 計	10, 045	100.0	10, 576	100.0	+5.3

(2) 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は、1,469,023千円であり、主に各データセンターの設備強化や機材調達及び自社利用目的のソフトウエア構築等によるものです。

(3) 資金調達の状況

設備投資等の所要資金は、リース、借入金及び自己資金によっております。

(4) 対処すべき課題

当社は、国内有数規模のITインフラを持つデータセンター事業者として、そのスケールメリットと、長年のデータセンター運営とホスティングサービスの提供によって培ったノウハウを活かし、コストパフォーマンスに優れたサービスの提供とサービスラインナップの拡充に継続的に取り組んでまいりました。その結果、ITサービス事業者を中心に多大な支持を受け、国内トップクラスのデータセンター事業者へと成長することができました。

しかしながら、データ通信量の増大やITアウトソーシングサービスへの需要の 高まりなどを背景に、当市場の成長は引き続き見込まれるものの、顧客のIT投資 コストへの削減要求の高まりやコスト競争力の強い海外事業者の国内市場参入な どにより、当市場におけるマーケットプライスの低下が進み、当社を取り巻く環 境は厳しさを増しております。

このような環境の中で、持続的な成長と安定した収益体質を実現するためには、既存の競争優位性を高めつつ、新たな競争優位性の獲得が必要であると考えております。そのため、当社事業の重要な構成要素である①ITインフラ、②テクノロジー、③サービス、④セールスの強化を通じて、新たな競争優位性を獲得することを対処すべき課題としております。

①ITインフラ

- ・国内有数規模のデータセンター事業者であるスケールメリットを最大限に活用
- ・各地域の特性を活かしたデータセンター運営とサービス供給体制の構築
- 一気通貫のオペレーション体制による柔軟性と拡張性の強化

②テクノロジー

- ・先進的なネットワーク技術の研究開発
- データセンターの省エネルギー化推進
- 長年のデータセンター運営とホスティングサービスの提供で培ったノウハウのシステム化。

③サービス

- 複数のサービスをシームレスに一元管理できる環境の提供
- ・優れた信頼性と圧倒的なコストパフォーマンスの両立を実現
- ・顧客の様々な事業ステージやIT戦略に対応できるサービスラインナップの構築

④セールス

- ・パートナーシップの強化による事業機会と顧客の拡大
- ・エンタープライズや大口顧客の個別ニーズに沿ったソリューションサービスを 提供
- ・さくらブランドを活かした顧客基盤の更なる拡大 株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	分	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)
売上高	高(千円)	9, 164, 627	9, 482, 400	10, 045, 625	10, 576, 707
経常利益	益(千円)	808, 411	812, 600	633, 888	857, 933
当期純利益	益(千円)	556, 507	479, 019	353, 465	516, 441
1 株当たり当期純利益		64. 13	55. 20	40. 73	59. 52
総資産	筐(千円)	11, 141, 020	12, 513, 149	13, 865, 366	14, 097, 393
純 資 産	崔(千円)	2, 738, 598	3, 174, 204	3, 484, 282	3, 957, 336

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は双日株式会社で、同社は当社の株式を3,496,400株(持株比率40.29%)を保有しております。また同社は、当社の代表取締役社長である田中邦裕の資産管理会社でかつ当社第二位株主である株式会社田中邦裕事務所(所有株式数1,122,400株、持株比率12.93%)との間で、双日株式会社が決定した内容と同一の内容の議決権を行使することを合意しているため、実質支配力基準により、当社の親会社となっております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、当事業年度後の平成27年4月1日付で株式会社Joe'sクラウドコンピューティングの全株式を取得し、子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社は、自社でデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築 し、それらを基にしたデータセンターサービスを提供する事業を行っております。 当社が提供するサービスは、以下のとおりです。

①ハウジングサービス

当社が運営するデータセンター内に、顧客所有の通信機器類を自由に設置できるスペースと、インターネット接続に必要な回線や電源などを貸与するサービスです。

②専用サーバサービス

当社が所有する物理サーバを、専用で利用できるサービス(「さくらの専用サーバ」など)です。独自にサーバの設定が可能であることや、ソフトウエアのインストールに制約が無いことなど、レンタルサーバサービスと比べて自由度の高い点が特徴です。

③レンタルサーバサービス

当社が所有する物理サーバを、複数の顧客が共同で利用するサービス(「さくらのレンタルサーバ」)と、専用で利用できるサービス(「さくらのマネージドサーバ」)がございます。サーバの設定やソフトウエアのインストールに一定の制約がございますが、専門知識を要するサーバのメンテナンスなどは当社が代行いたしますので、顧客の作業負担が大幅に軽減される点が特徴です。

④VPS・クラウドサービス

仮想化技術により、物理サーバ上に複数の仮想サーバを構築し、そのひとつひとつが専用サーバのように利用できるサービスです。基本的に仮想サーバ1台ごとの単体契約となるサービス(「さくらのVPS」)と、契約の中で複数台サーバのお申し込みとそのネットワーク設定を可能とし、日割や時間割での課金が可能なサービス(「さくらのクラウド」)がございます。物理サーバよりも自由度が高く、優れたコストパフォーマンスが特徴です。

⑤その他サービス

前述の主たる業務に付帯するサービスです。

(8) 主要な営業所等(平成27年3月31日現在)

事業所名	所 在 地
本 社	大阪市中央区南本町一丁目8番14号 堺筋本町ビル9階
東 京 支 社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル33階
堂島データセンター	大阪市北区
東新宿データセンター	東京都新宿区
西新宿データセンター	東京都新宿区
代官山データセンター	東京都渋谷区
石狩データセンター	北海道石狩市

(9) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
266名	30名増	36. 58歳	6.00年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 - 2. 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

			借	:	Ī	(先				借 入 額
株	式		会	社	J	<i>;</i>	ず	ほ		銀	行	764,000千円
株	式	会	社	商	工	組	合	中	央	金	庫	439,530千円
石					务	子					市	369, 235千円
株	左	, ,	会		社	北		洋	Í	退	行	331,060千円
株	式	숲	社	日	本	政	策	投	資	銀	行	140, 100千円
株	式	台	<u></u>	社	三	井	住		友	銀	行	38,000千円

2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

24,800,000株

(2) 発行済株式の総数

8,677,489株(自己株式111株を除く。)

(3) 株主数

1,870名

(4) 大株主

材	主 名		持株数(株)	持株比率(%)
双日	株 式	会 社	3, 496, 400	40. 29
株式会社	田中邦裕	事務所	1, 122, 400	12. 93
INTERTRUST T AS TRUSTEE 0	RUSTEES (CAYMAN F UBIQUITOUS FU	N) LIMITED JND-CLASS D	535, 900	6. 17
京比 川	北	賢	274, 000	3. 15
田中	邦	裕	251, 600	2.89
南角	光	彦	224, 000	2. 58
株式会	社 S B	I 証 券	190, 300	2. 19
新村	健	造	182, 200	2.09
萩 原	保	克	148, 800	1.71
日本証	条 金 融 株	式 会 社	125, 700	1. 44

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(111株)を控除して計算しております。
 - 2.アルファレオ キャピタル アドバイザーズ リミテッドから平成26年4月8日付けで提出された大量保有報告書には、同月1日現在で、同社が535,900株を保有している旨の記載があります。しかし、当事業年度末における株主名簿では確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。なお、同社から平成27年3月2日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書には、同年2月19日現在で、同社が株券消費貸借契約によりMSインベストメンツ株式会社に535,900株の貸株を行っている旨の記載があります。
 - 3.MSインベストメンツ株式会社から平成27年2月25日付けで提出された大量保有報告書及び同月26日付けで提出された当該大量保有報告書の訂正報告書には、同月19日現在で、同社が貸借契約によりアルファレオ キャピタル アドバイザーズ リミテッドから535,900株を借り入れ、535,900株を保有している旨の記載があります。しかし、当事業年度末における株主名簿では確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。なお、MSインベストメンツ株式会社から平成27年4月8日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書及び同月9日付けで提出された当該変更報告書の訂正報告書には、同月1日現在で、同社が法人名をアルファレオ株式会社に変更している旨の記載があります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

会社におけ	る地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締行	设社 長	田	中	邦	裕	株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 内部監査室、インターネットサービス事業 部、さくらインターネット研究所、人事部担 当 内部監査室室長、人事部部長
取締役副	社 長	舘	野	正	明	プラットフォーム事業部、クラウド開発室、 広報宣伝室担当 プラットフォーム事業部部長、クラウド開発 室室長
取 締	役	Л	田	正	貴	経理財務部、リスクマネジメント室担当 経理財務部部長
取締	役	村	上	宗	久	経営企画室担当 経営企画室室長
取 締	役	森	田	勝	也	双日株式会社 機械部門 企画業務室 副室 長 未来創電球磨錦町株式会社 社外監査役 未来創電知多美浜株式会社 社外監査役 未来創電斜里小清水株式会社 社外監査役 未来創電上北六ヶ所株式会社 社外監査役 未来創電鳥羽株式会社 社外監査役 未来創電松阪嬉野株式会社 社外監査役 未来創電上三緒株式会社 社外監査役
取締	役	辻			壮	双日株式会社 機械部門 産業情報部部長 双日システムズ株式会社 社外取締役
(常勤)監	查役	野	﨑	國	弘	
監査	役	梅	木	敏	行	オシリス株式会社 取締役 明建工業株式会社 代表取締役
監 査	役	吉	田	昌	義	吉田税理士事務所代表
監査	役	萩	野	和	実	双日株式会社 機械部門 コントローラー室 コントローラー課課長 双日佐和田火力株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役森田勝也氏及び辻壮氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役権木敏行氏、吉田昌義氏及び萩野和実氏は、社外監査役であります。
 - 3.監査役小川清司氏は、平成26年6月20日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
 - 4.取締役野村昌雄氏は、平成26年4月30日に取締役を辞任いたしました。
 - 5.監査役吉田昌義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 6.監査役吉田昌義氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるお それのない独立役員であります。
- 7. 双日株式会社は、当社の親会社にあたります。
- 8. 未来創電球磨錦町株式会社、未来創電知多美浜株式会社、未来創電斜里小清水株式会社、 未来創電上北六ヶ所株式会社、未来創電鳥羽株式会社、未来創電松阪嬉野株式会社、未来 創電上三緒株式会社、双日システムズ株式会社及び双日佐和田火力株式会社は、当社の親 会社である双日株式会社の子会社にあたります。
- 9. 当社と双日システムズ株式会社との間にはサービス提供についての取引がございます。
- 10. 当社と未来創電球磨錦町株式会社、未来創電知多美浜株式会社、未来創電斜里小清水株式会社、未来創電上北六ヶ所株式会社、未来創電鳥羽株式会社、未来創電松阪嬉野株式会社、未来創電上三緒株式会社、オシリス株式会社、明建工業株式会社、吉田税理士事務所及び双日佐和田火力株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。
- 11. 平成27年4月1日付け(取締役森田勝也氏の未来創電津白山株式会社社外監査役就任を除く)で次のとおり変更がありました。

	le Van and a	2. 24 mbb as 115 5m
氏 名	担当及び重要	な兼職の状况
- A	変更前	変更後
田中邦裕	株式会社田中邦裕事務所 代表取締役 社長 内部監査室、インターネットサービス 事業部、さくらインターネット研究 所、人事部担当 内部監査室室長、人事部部長	株式会社田中邦裕事務所 代表取締役 社長 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング 代表取締役 内部監査室、インターネットサービス 事業部、さくらインターネット研究 所、人事部担当 内部監査室室長、人事部部長
川田正貴	経理財務部、リスクマネジメント室担当 経理財務部部長	経理財務部、リスクマネジメント室担当
森田勝也	双日株式会社 機械部門 企画業務室 副室長 未来創電球磨錦町株式会社 社外監查役 未来創電知多美浜株式会社 社外監查役 未来創電斜里小清水株式会社 社外監查 役 未来創電上北六ヶ所株式会社 社外監查 役 未来創電鳥羽株式会社 社外監查役 未来創電鳥羽株式会社 社外監查役 未来創電松阪嬉野株式会社 社外監查役 未来創電上三緒株式会社 社外監查役	双日株式会社 企画業務室(自動車、航空産業・情報、環境・産業インフラ本部担当) 副室長 未来創電球磨錦町株式会社 社外監査役 未来創電斜里小清水株式会社 社外監査役 未来創電台里小清水株式会社 社外監査 役 未来創電上北六ヶ所株式会社 社外監査 役 未来創電鳥羽株式会社 社外監査役 未来創電鳥羽株式会社 社外監査役 未来創電上三緒株式会社 社外監査役 未来創電上三緒株式会社 社外監査役 未来創電上三緒株式会社 社外監査役 未来創電上三緒株式会社 社外監査役
辻 壮	双日株式会社 機械部門 産業情報部 部長 双日システムズ株式会社 社外取締役	双日株式会社 航空産業・情報本部 産業情報部部長 双日システムズ株式会社 社外取締役
萩野和実	双日株式会社 機械部門 コントローラ 一室 コントローラー課課長 双日佐和田火力株式会社 社外監査役	双日株式会社 コントローラー室 (自 動車、航空産業・情報、環境・産業イン フラ本部担当) コントローラー課課長 双日佐和田火力株式会社 社外監査役

- ※1.株式会社Joe'sクラウドコンピューティングは当社の子会社にあたります。
- ※2.未来創電津自山株式会社は、当社の親会社である双日株式会社の子会社にあたります。
- ※3.当社と未来創電津白山株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支	給	人	員	支	給	額
取	締	役				4名		76, 8	00千円
監	査 うち社外監査役	役 			(4名 (3名)			45千円 65千円)
合		計				8名		90, 6	45千円

- (注) 1.取締役の報酬限度額は、平成22年6月24日開催の第11回定時株主総会において年額150,000 千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)と決議いただいております。また、これとは 別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る 報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成12年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、平成18年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。
 - 3. 上記には、無報酬の社外取締役及び社外監査役は含めておりません。
 - ② 報酬等の内容の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

各取締役の報酬額は、代表取締役が業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会に提案のうえ、取締役会が決定しております。各 監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係 重要な兼職先と当社との関係につきましては9頁「(1) 取締役及び監査役の 氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 社外取締役及び社外監査役の活動状況 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区 分	氏	名	主	な	活	動	状	況
社外取締役	森 田	勝也	平成26年 10回出席 ける豊富 な指摘、	し、主に な経験か	出身分野 ら、必要	である情 に応じ、	報・通信	業界にお
社外取締役	辻	壮	平成26年 10回出席 ける豊富 な指摘、	し、主に な経験か	出身分野 ら、必要	である情 に応じ、	報・通信	業界にお
社外監査役	梅木	敏 行	当事業年 査役会に おける豊 用な指摘、	は15回中 富な経験	12回出席 から、必	し、主に 要に応じ	情報・通	信業界に
社外監査役	吉田	昌 義	当事業年 査役会に 的な見地 摘、意見	は15回中 から、必	15回出席 要に応じ	し、主に ン、当社(税理士と	して専門
社外監査役	萩 野	和 実	平成26年 11回、ま 分野であ 応じ、当 す。	た監査役 る金融業	会には11 界におけ	回中11回 る豊富な	出席し、 経験から	主に出身 、必要に

- (注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。
 - ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,675千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載 しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、財務調査に関する合意された手続業務等を新日本有限責任監査法人に 委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると 判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会 は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場 合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、 会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」という)について、以下のとおり決議しております。下記は平成26年3月5日に一部を改定した内容となっております。

- (1) 取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 法令遵守及び社会倫理を企業活動の原則とし、日常的に取締役が、代表取締役社長(以下、「社長」という)を筆頭にしてコンプライアンスの意義と重要性を全社員に理解させるように努める。
- ② コンプライアンス規程を制定し、取締役及び社員が職務執行にあたり法令等を遵守することの周知徹底を図る。
- ③ 社長を委員長とするリスク統括委員会が、全社的なコンプライアンス体制の 運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- ④ 内部通報規程に基づき、内部監査室及び社外弁護士が、役員及び社員からの 法令違反行為等に関する通報及び相談の窓口となり、当該行為の早期発見、 是正及び防止に努める。
- ⑤ 内部監査部門長は、取締役及び社員による職務執行の法令等の適合性を監査 し、社長に報告する。
- ⑥ 取締役及び社員は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。
- ⑦ 反社会的勢力から不要な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務部門長は、取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理につき、全社的に統括する。
- ② 総務部門長は、取締役会で定める文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ③ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、上記文書等を常時閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定し、企業活動の持続的発展を阻害するあらゆるリスクに対処するシステムを構築する。
- ② 社長を委員長とするリスク統括委員会が、全社的なリスク管理体制の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門長は、全社的なリスク管理体制の運用状況を監査し、社長に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役及び社員は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の 効率化を図る。

- ① 業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの策定
- ② 稟議システムを用いた意思決定
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 社長を委員長とする内部統制委員会が、当社の内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われているかを調査・検討する。
- ② 内部監査部門長は、当社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- ③ 監査役は、当社の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員 に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することが 可能である。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締 役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 上記の報告及び情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - 部門ミーティングへの参画
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・監査役から要求された社内稟議書及び会議議事録の回付
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と取締役との間の定期的な意見交換を行っている。
- ② 内部統制システムに精通している弁護士・会計士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (注) 平成27年4月27日付けで上記「内部統制システム」の(1)及び(5)乃至(8) を以下のとおり改定するとともに、(9)乃至(11)を追加し、平成27年5月1日より施行しております。(下線は改定部分であります。)
- (1) 取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
 - ① 法令遵守及び社会倫理を企業活動の原則とし、日常的に取締役が、代表取締役社長(以下、「社長」という)を筆頭にしてコンプライアンスの意義と重要性を全社員に理解させるように努める。
 - ② コンプライアンス規程を制定し、取締役及び社員が職務執行にあたり法令等を遵守することの周知徹底を図る。
 - ③ 社長を委員長とするリスク統括委員会が、全社的なコンプライアンス体制 の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告 する。
 - ④ 内部通報規程に基づき、内部監査室及び社外弁護士が、役員及び社員からの法令違反行為等に関する通報及び相談の窓口となり、当該行為の早期発見、是正及び防止に努める。

- ⑥ 取締役及び社員は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保する ため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告にかかる内部統制の体 制の整備を推進する。
- ⑦ 反社会的勢力から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関 (警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。 また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力 団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資 することとなる利益の供与は行わない。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - <u>ハ.</u>子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - <u>二.子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを</u> 確保するための体制
 - ① 子会社の経営状況の確認のため、担当部門の責任者は、関係会社管理規程 に基づき子会社より関係書類を提出させ、その内容を経営企画部門長に報 告するとともに、承認を得る。
 - ② リスクマネジメント部門長は、リスク管理規程に基づき年に一度、リスクの対応方針及びリスク対応における子会社に対する指示事項を提示し、リスクへの対策状況及び対応計画に対する報告を受ける。
 - ③ 当社は、3事業年度を期間とする子会社を含めた中期経営計画を策定し、 当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び 予算配分等を定める。
 - ④ 社長を委員長とする内部統制委員会が、当社<u>及び子会社</u>の内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われているかを調査・検討する。
 - ⑤ 内部監査部門長は、当社<u>及び子会社</u>の内部監査を実施し、その結果を社長 に報告する。
 - ⑥ 監査役は、子会社の監査の経過及び結果について、子会社の監査役から情報共有を受けるとともに、取締役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社 員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令すること

- ができるものとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役の職務を補助すべき社員に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優 先的に遂行することを周知徹底するとともに、当該業務に必要な権限を付与 する。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社の取締役及び社員が当社の監査役に報告をするための体制
 - <u>ロ. 当社の子会社の取締役、監査役及び社員又はこれらの者から報告を受けた</u>者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ① <u>当社の</u>取締役及び社員<u>並びに子会社の取締役、監査役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者</u>は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ② 上記の報告及び情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・毎月の経営状況として重要な事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項
- (9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱 いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社の取締役及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを周知徹底する。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役と取締役との間の定期的な意見交換を行っている。
 - ② 内部統制システムに精通している弁護士・会計士と契約し、監査業務に関 する助言を受ける機会を保障する。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科 目	金額
資産の部	亚 傾	負債の部	亚 帜
	4, 682, 504		5, 629, 736
現金及び預金	3, 139, 578	買掛金	224, 372
売 掛 金	688, 958	短期借入金	166, 000
貯 蔵 品	362, 067	1年内返済予定の長期借入金	632, 666
前渡金	39, 305	リース債務	775, 963
前 払 費 用	242, 270	未 払 金	458, 547
繰 延 税 金 資 産	189, 335	設備関係未払金	218, 431
そ の 他	43, 645	未 払 費 用	137, 879
貸 倒 引 当 金	$\triangle 22,656$	未払法人税等	259, 553
固定資産	9, 414, 888	前 受 金	2, 373, 531
有 形 固 定 資 産	7, 984, 791	預 り 金	3, 243
建物	3, 124, 910	賞 与 引 当 金	139, 957
構築物	52, 831	そ の 他	239, 588
工具、器具及び備品	583, 958	固 定 負 債	4, 510, 320
土 地	439, 471	長期借入金	1, 283, 259
リース資産	3, 779, 102	リース債務	3, 021, 377
建設仮勘定	4, 516	設備関係未払金	85, 996
無形固定資産	872, 485	資 産 除 去 債 務	119, 550
ソフトウェア	800, 896	そ の 他	137
ソフトウエア仮勘定	12, 315	負 債 合 計	10, 140, 056
そ の 他	59, 273	純資産の部	
投資その他の資産	557, 612	株主資本	3, 957, 336
投資有価証券	37, 584	資 本 金	895, 308
長期前払費用	54, 828	資 本 剰 余 金	250
敷金及び保証金	409, 535	資本準備金	250
繰 延 税 金 資 産	55, 664	利 益 剰 余 金	3, 061, 845
		利益準備金	26, 193
		その他利益剰余金	3, 035, 652
		繰越利益剰余金	3, 035, 652
		自己株式	△67
		純 資 産 合 計	3, 957, 336
資 産 合 計	14, 097, 393	負債・純資産合計	14, 097, 393

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

		科						E	1			金	額
売			上				高						10, 576, 707
売		上		原			価						7, 725, 105
	売		上		ŕ	総		利		孟	益		2, 851, 602
販	売 費	貴 及	びー	- 般	管	理	費						1, 887, 030
	営			業			利	J		ả	益		964, 571
営		業	外		収		益						
	受	取	利	息	.]	及	C_{k}	配	= 7	날 중	È	2, 681	
	技		術		1	旨		導		米		5, 847	
	貸	倒	링		当	金	È	戻	入	、	頂	11, 493	
	助		成		3	金		収		Ī	λ	8, 895	
	そ				0	カ				H	也	7, 755	36, 673
営		業	外		費		用						
	支			払			利			Æ	息	132, 547	
	そ				C	カ				H	九	10, 763	143, 311
	経			常			利	J		孟	益		857, 933
特		別		損	!		失						
	固	定	<u> </u>	資	Ē	産	除	ŧ	却	ŧ	員	7, 473	
	減			損			損	Į		5	Ł	6, 867	14, 340
	税	引	前	Ī	当	其	FI.	純	利	J Ż	益		843, 593
	法	人	脱、	住	民	税	及	び	事	業を	兑	355, 981	
	法	人		税	4	等	調	j	整	客	頂	△28, 829	327, 151
	当		期		á	純		利		孟	益		516, 441

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

						(十四:111)
		1	株 主	資	本	
	*** +	^		資 本	剰 余 金	
	資 本	金	資 本	準 備 金	資本	剰余金合計
平成26年4月1日残高		895, 308		250		250
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当 期 純 利 益						
事業年度中の変動額合計		_		_		_
平成27年3月31日残高		895, 308		250		250

		株 主 資 本						
	禾	山 益 剰 余	金					
	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余	利益剰余金合計	自己株式	株 主 資 本合 計	純資産合計		
平成26年4月1日残高	21, 854	2, 566, 936	2, 588, 791	△67	3, 484, 282	3, 484, 282		
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当	4, 338	△47, 726	△43, 387		△43, 387	△43, 387		
当 期 純 利 益		516, 441	516, 441		516, 441	516, 441		
事業年度中の変動額合計	4, 338	468, 715	473, 054	_	473, 054	473, 054		
平成27年3月31日残高	26, 193	3, 035, 652	3, 061, 845	△67	3, 957, 336	3, 957, 336		

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく

簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ………… 主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、石狩データセンターに係る建物及び構築物については、定

額法を採用しております。

② 無形固定資産 ……… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間

(主に5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 …… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっ

ております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し

ております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性

を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業

年度の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の …… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「有形固定資産」の「建物」及び「工具、器具及び備品」に含めていた所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産は、より明瞭な表示とするため、当事業年度より「リース資産」に含めて掲記することといたしました。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

 建物
 1,479,092千円

 構築物
 421千円

土地 378,133千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 540,360千円

長期借入金 1,006,330千円

長期借入金に対する銀行保証 369,235千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,354,685千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 12,790千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株 式 数(株)	当事業年度減少株 式 数(株)	当事業年度末株式数(株)
普 通 株 式	8, 677, 600	_		8, 677, 600

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株 式 数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普 通 株 式	111	_	_	111

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	43, 387	利益剰余金	5	平成26年 3月31日	平成26年 6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	86, 774	利益剰余金	10	平成27年 3月31日	平成27年 6月22日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前受金	84,774千円
資産除去債務	54, 297千円
賞与引当金等	52,636千円
減価償却費	26,879千円
未払事業税	18,828千円
貸倒引当金	7,490千円
投資有価証券評価損	5,567千円
減損損失	4,404千円
未払事業所税	3,175千円
その他	6,943千円
繰延税金資産小計	264, 997千円
評価性引当額	△5,567千円
繰延税金資産合計	259, 429千円
繰延税金負債	
資産除去費用	14,429千円
繰延税金負債合計	14,429千円
繰延税金資産純額	245,000千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が20,147千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が20,147千円増加しております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

主にインターネットデータセンター事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金 (主に銀行借入やリース取引)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運 用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は利用し ておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引 先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されておりま す。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を 定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪 化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、外貨建ての預金及び営業債権債務については、残高が僅少であり、市場リスクを管理 する重要性が低いと考えております。

- 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することに より、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	3, 139, 578	3, 139, 578	_
資産計	3, 139, 578	3, 139, 578	_
① 1年内返済予定の長期借入金	632, 666	632, 666	_
② リース債務 (短期)	775, 963	775, 963	_
③ 長期借入金	1, 283, 259	1, 288, 412	5, 153
④ リース債務(長期)	3, 021, 377	2, 977, 716	△43, 661
負債計	5, 713, 266	5, 674, 758	△38, 507

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資</u>産

① 現金及び預金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- ① 1年内返済予定の長期借入金、② リース債務(短期) 全て短期で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ リース債務(長期)

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在 価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	37, 584

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(注3) 金融債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	3, 139, 184	_	_	_
슴計	3, 139, 184		_	_

(注4) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	632, 666	632, 666	558, 276	92, 317		_
リース債務	775, 963	550, 684	513, 090	402, 649	253, 551	1, 301, 403
合計	1, 408, 629	1, 183, 350	1, 071, 366	494, 966	253, 551	1, 301, 403

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

属性	会社等の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科	目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	日商エレクトロニクス	なし	営業上の取引	機材の購入	98, 613	買排	金	37, 315
	株式会社			サービスの提供	207, 072	売 排	金	18, 039

- (注) 1. 機材の購入については、日商エレクトロニクス株式会社以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
 - 2. サービスの提供の取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定をしております。
 - 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

456円05銭

(2) 1株当たり当期純利益

59円52銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年2月27日開催の取締役会において、株式会社Joe'sクラウドコンピューティング(以下、「Joe's社」)の全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成27年4月1日に既存株主よりJoe's社株式の全株式を取得いたしました。

なお、この株式取得により、Joe's社は当社の連結子会社となります。

(1) 株式取得の目的

当社は、スケールメリットと柔軟性を兼ね備えたコスト競争力の高いデータセンター(ホスティング・ハウジング)事業を展開し、ITインフラサービスの拡充に努めてまいりました。

Joe's社は、主にレンタルサーバをメインとするホスティング事業(共用サーバ・専用サーバ・ VPS)、SSLサーバ証明書発行、ドメイン取得等のサービスを提供している老舗企業です。中でも、 当社が現在強化しているSSLサーバ証明書発行サービスにおいて、証明書の調達先を多数有してい るなどさまざまな強みを持っております。

当社といたしましては、Joe's社を子会社化し、当社が創業時から営んでいるレンタルサーバ事業とともにこれらの事業ノウハウを取り込むことで、当社の既存事業のマーケットシェア拡大に加え、新たなサービスの拡大も企図しております。

(2) 株式取得の相手先の名称

鈴木 禎子氏

他 2名

- (3) 買収する会社の名称、事業内容、規模
 - 名称 :株式会社,Joe'sクラウドコンピューティング
 - ② 事業内容:ホスティング事業、バーチャルオフィス事業等
 - ③ 資本金 : 10,000千円
- (4) 株式取得の時期

平成27年4月1日

- (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 - ① 取得株式数 : 200株

② 取得価額 : 81,016千円

③ 取得後の持分比率:100%

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

さくらインターネット株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 聡 卿

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

杏 報 告 書 監

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の 執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下 のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎诵を図り、情報の収集及 び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧 し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記 載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式 会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に 定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統 制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を 受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に 係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証 するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社 計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計 審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に 基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別 注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認めら
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

さくらインターネット株式会社 監査役会

野崎國弘 常勤監査役 監 查 役(社外監查役) 梅 木 敏 行 (EII)

監 査 役(社外監査役) 吉 田 昌 義 (EII)

監 査 役(社外監査役) 萩 野 和 実 (EII)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、前期に比べ5円増配の1株につき10円といたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき10円 総額 86,774,890円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更案

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役森田勝也氏が辞任により退任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

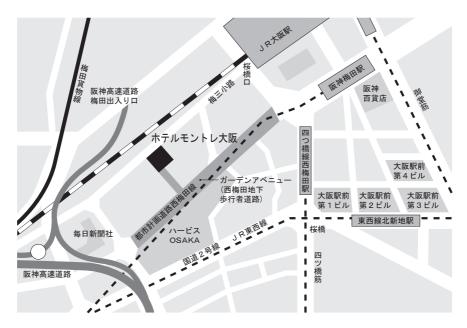
氏 名	略歴、地位及び担当並びに	所有する当社
(生年月日)	重要な兼職の状況	の株式数
はたした ひろお 畑 下 裕 雄 (昭和47年12月2日生)	平成7年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成12年10月 Arthur Andersen Portland (米国)事務所勤務 平成14年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)東京事務所帰任 平成14年10月 同法人マネージャー 平成17年4月 株式会社プロキューブジャパン設立代表取締役社長(現任) 平成19年7月 公認内部監査人(CIA)認定平成22年5月 税理士登録 平成26年1月 株式会社Lyudia監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プロキューブジャパン 代表取締役社長株式会社Lyudia 監査役	0 株

- (注) 1. 畑下裕雄氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 畑下裕雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 畑下裕雄氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 畑下裕雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。 同氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験を有しているため、その経験 と知見により、当社の経営を適切に監督していただく、社外取締役として選任をお願いす るものであります。
 - 5. 畑下裕雄氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約の概要は、賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とするものであります。
 - 6. 畑下裕雄氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員 となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:大阪市北区梅田三丁目3番45号 ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館 TEL (06)6458-7111



- ●JR大阪駅(桜橋口)より徒歩5分
- ●JR東西線北新地駅より徒歩6分
- ●阪神梅田駅より徒歩5分
- ●地下鉄四つ橋線西梅田駅より徒歩5分
- ●地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩8分